

## 六本木ヒルズ事故へのこれまでの対応状況（国土交通省）

1. 今回の事故が発生した 26 日に、国土交通省住宅局建築指導課から、東京都都市計画局市街地建築部に対し事故に関する情報提供を要請し、情報収集にあたりるとともに、同日夜に森ビル株式会社から事故の概況について報告を聴取した。また、その際、同社に対し、過去の事故事例や点検状況等について資料の提出を求め、28 日昼に提出及び報告を受けた。
2. 3 月 29 日に、自動回転ドアのメーカー各社に対して、同住宅局建築指導課から、緊急措置として、
  - ・速やかに設置実態を把握し、報告すること
  - ・当面の事故防止対策として回転運転の休止や、警備員配置等の措置を執ることを要請した。
3. 4 月 1 日に、全都道府県の建築行政担当部局に対し、3 月 31 日までに自動回転ドアのメーカー等から報告を受けた大型の自動回転ドアの設置状況を情報提供するとともに、大型の自動回転ドアが設置されている建築物の所有者等に対する注意喚起、現地の状況確認と過去の事故事例等の情報収集及びその結果の国土交通省あての報告を要請し（別紙参照）、その旨の記者発表を行った。
4. 4 月 2 日に、自動回転ドアの事故防止対策を早急に確立するため、直井秀雄東京理科大学工学部教授を委員長として学識経験者、実務者等による検討会を設置し、第 1 回を平成 16 年 4 月 8 日に開催する旨の記者発表を行った。

六本木ヒルズ事故へのこれまでの対応状況（経済産業省）

1. 3月26日、情報収集を行うとともに、（社）日本サッシ協会に対し情報収集に係る協力依頼。
2. 3月29日、製造産業局福水次長より、（社）日本サッシ協会及び（社）日本建材産業協会に対し以下の指導。
  - ① 事故情報の業界での共有
  - ② 自動回転ドアの製造実績、安全対策等の実態調査
  - ③ 業界としての再発防止策の検討及び報告
3. 同日以降、製造産業局住宅産業室長等により、以下の団体及び大型自動回転ドア製造企業からヒアリングを実施するとともに、上記①～③の指導を実施。なお、一部企業からのヒアリングに当たっては国土交通省と共同で実施。

<団体>

- ・ （社）日本シャッター・ドア協会（3月30日）
- ・ 任意団体 全国自動ドア協会（3月29日）
- ・ 任意団体 全国自動ドア産業振興会（3月29日）

<企業>（4月7日現在）

- ・ 三和シャッター工業（株）（3月30日）
- ・ YKK AP（株）（3月31日）
- ・ ブーンイダムジャパン（株）（3月31日）
- ・ ナブコ（株）（3月31日）
- ・ 寺岡オートドア（株）（4月2日）
- ・ 寺岡ファシリティーズ（株）（4月5日）
- ・ 菊川工業（株）（4月7日）

4. 4月2日、自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会を設置し、第一回を4月8日に開催する旨記者発表。

## 六本木ヒルズ事故へのこれまでの対応状況（東京都）

1. 事故が発生した26日、東京都は直ちに六本木ヒルズの工事監理者を呼んで事故の報告を聴取した。また、建築の検査係長、設備係長を現地に向かわせ、状況の把握に努めた。当日の夜から、事故の状況は国土交通省に電話、FAXで逐次報告している。
2. 3月29日に、都は、都内における自動回転扉の状況を把握するために、国内主要メーカーを通じ設置箇所、台数の報告を求めた。また、口頭で施設の安全点検をお願いし、翌30日文章で「既設自動回転扉の一斉緊急点検について」を事故の再発を防ぐため、各メーカーに送った。
3. 31日、工事監理者から、六本木ヒルズ森タワー回転扉について法第12条3項の報告を受ける。4月1日、記者の質問を受け、知事が記者会見のなかで、今回の事故を今後都内で再び起こさないためにも、都は独自に建築の条例を改正して、自動回転扉の規制を作る旨の答弁をする。
4. 国土交通省からの自動回転扉の調査の要請を受け、建築企画課、建築指導課で共同して調査にあたる計画をたてる。

（平成16年4月5日時点）

国住指第1号  
平成16年4月1日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

自動回転ドアの事故防止対策について（通知・要請）

平成16年3月26日に東京都港区の六本木ヒルズにおいて、自動回転ドアに6歳の男子が挟まれ死亡するという痛ましい事故が発生したことは誠に遺憾である。

当職においては、自動回転ドアのメーカー団体等を通じてメーカー等に対し、設置実態の把握とその報告、当面の事故防止対策として回転運転の休止もしくは警備員配置等の安全措置などを執るよう要請したところである。

今般、大型の自動回転ドアの設置状況について、3月31日までにメーカー等から報告のあったものについて情報提供することとしたので通知する。

貴職におかれては、管下特定行政庁の協力を得て、該当する建築物の所有者等に対する注意喚起を行うとともに、現地の状況確認及び過去の事故事例等の情報収集に当たられるようお願いする。

また、現地の状況確認の結果及び過去の事故事例の情報収集の結果について、当職まで、下記により報告されるようお願いする。

なお、自動回転ドアの事故防止対策を検討するため、経済産業省と共同で、学識経験者、実務関係者等による検討会を設置し、第1回を4月の早い時期に開催し、概ね3ヶ月程度で設計者や管理者が守るべきガイドラインを整備することとしていることを申し添える。

記

1. 報告事項（別記様式1及び2）
  - (1) 所有者等に対して講じた措置（都道府県毎）
  - (2) 現地の状況（物件毎）
    - ① 使用状況（使用中、使用停止中、その他）
    - ② 点検状況（点検実施の有無、その他、点検の内容）
    - ③ 安全措置の実施状況（回転運転の休止、警備員配置、その他）
  - (3) 所有者等から聴取した過去の事故事例（物件毎）
2. 報告期限  
平成16年4月16日(金)
3. 報告提出先：国土交通省住宅局建築指導課

(別記様式 1)

自動回転ドアの事故防止対策に係る報告事項

都道府県名 \_\_\_\_\_

特定行政庁名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先 \_\_\_\_\_

(1) 所有者等に対して講じた措置について、下欄にご記入ください。(都道府県毎)

(例：文書による注意喚起等)

(別記様式2)

### 自動回転ドアの事故防止対策に係る報告事項

都道府県名 \_\_\_\_\_

特定行政庁名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先 \_\_\_\_\_

【注意】(2) 及び (3) については、物件毎にご記入ください。

物件名	
自動回転ドアの仕様	

(2) 現地の状況について、それぞれ該当するものを○で囲み、必要事項をご記入ください。

①使用状況	使用中、使用停止中、その他 (下欄に適宜ご記入ください。)
②点検状況	点検実施済、点検未実施、その他 (下欄に適宜ご記入ください。)
	点検の内容 (上記で点検実施済の場合、ご記入ください。)
③安全措置の実施状況 (①で使用中の場合)	回転運転の休止、警備員配置、その他 (下欄に適宜ご記入ください。)

(3) 所有者等から聴取した過去の事故事例 (件数、事故の内容等) について、下欄にご記入ください。

--